

一般社団法人美祢市観光協会理事の公募要項

一般社団法人美祢市観光協会

1 趣旨

一般社団法人美祢市観光協会（以下「美祢市観光協会」という。）は、「役員候補者選出に関する規程（以下「役員選出規程」という。）」（令和2年11月26日理事会決定）に基づき、理事候補者を選出するに当たって、会員に公正で透明な人事を確保する観点から、公募を実施します。

2 募集人員

理事 8名以内

3 職務内容及び資格要件

理事の職務内容は、「理事会を構成し、法令及び定款で定めるところによる職務を執行する」であり、必要な資格は、以下の役員選出規程（抜粋）を参照してください。

（役員資格要件）

第3条 役員候補者の資格は、定款第5条第1項1号の正会員とし、かつ、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 第9条の公示を行った時点以降も本協会の正会員であること。
- (2) 立候補者及び推薦候補者は、本協会入会歴5年以上であること。
- (3) 役員改選時に於いて会費未納及び正会員若しくは本協会の名誉並びに信用を傷つけるような行為をした者でないこと。
- (4) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第65条第1項の事項に該当しない者であること。

2 役員候補者は、法人の正会員にあっては当該法人の代表取締役とし、団体の正会員にあっては当該団体の代表者とする。ただし、正会員である法人の代表取締役がその法人の社員へ、又は団体の代表者が団体の構成員へその権利を委任した場合は、その受任者が役員候補者となることができる。

3 第1項第2号において、理事会が推薦した候補者においては、この要件を満たす必要はない。

4 就任時期と任期

就任時期は令和3年度通常総会（令和3年5月中旬開催予定）における選任議決後からとし、任期は、令和5年度通常総会（令和5年5月中旬開始会予定）までの2年間となります。

5 報酬等

- (1) 報酬：無
- (2) 費用弁償：行動費として1,000円/会議を支給します。

6 提出書類

- (1) 立候補の場合…一般社団法人美祢市観光協会理事立候補者届（別記様式第1号）及び履歴書（別記様式第3号）
- (2) 推薦の場合…一般社団法人美祢市観光協会理事推薦候補者届（別記様式第2号）及び履歴書（別記様式第3号）

※役員選出規程第3条第2項に定める委任を行う場合は、一般社団法人美祢市観光協会役員候補者（理事）資格の委任届（別記様式第4号）を添付すること。

7 受付開始日と書類提出締切日

令和3年1月1日（金）から令和3年2月12日（金）必着まで

8 選考方法

理事会内に設置された「役員候補者選考委員会」により以下のとおり選考します。

- (1) 書類審査：資格適合、履歴書及び自己アピール文書による審査
- (2) 面談審査：別途、指定する日での面談審査

9 面談審査について

面談審査は、2月中旬～下旬に美祢市観光協会で行う予定です。詳細については、面談審査対象者に文書で通知します。

10 旅費の支給

面談審査に必要な交通費等は各自の負担となります。

11 選考結果の通知

面談審査対象者には、2月中旬を目途に文書で通知します。また、応募者全員に対し、3月下旬を目途に文書にて選考結果を通知します。

12 応募書類・個人情報の取扱い

提出いただいた個人情報は選考のために利用し、選出された方の情報を除き、その他の方の個人情報は直近の通常総会後にこちらで破棄しますので返却いたしません。

13 書類提出先及び問い合わせ先

〒754-0511 山口県美祢市秋芳町秋吉 3506-2 （一社）美祢市観光協会事務局 担当：佐々木
電話 0837-62-0115